

## 教員養成大学大学生の生活・労働への準備性に関する一考察

著者	田村 愛架, 中山 節子, 藤田 昌子, 小野 恭子
雑誌名	鹿児島大学教育学部研究紀要. 人文・社会科学編
巻	66
ページ	103-117
発行年	2015
別言語のタイトル	A Study on Readiness for Life and Career for Pre-Service Teacher Trainees
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10232/23259">http://hdl.handle.net/10232/23259</a>

# 教員養成大学大学生の生活・労働への準備性に関する一考察

田村 愛架\*・中山 節子\*\*・藤田 昌子\*\*\*・小野 恭子\*\*\*\*

(2014年10月28日 受理)

## A Study on Readiness for Life and Career for Pre-Service Teacher Trainees

TAMURA Aika, NAKAYAMA Setsuko, FUJITA Atsuko, ONO Kyoko

### 要約

本稿の目的は、教員養成大学大学生の生活とアルバイトの状況について把握するとともに、彼・彼女らのキャリア形成に向けた準備性を把握することである。そのために、教員養成大学4大学の学生207人を対象に実態調査を実施した。結果は次のとおりである。(1) 学生にとってアルバイトは、生計を立てるために必要なものとなっている。(2) 自分のアルバイトの状況が違法であるとわかっていても行動しない学生が多いことから、知識を権利行使の行動につなぐ教育が求められる。(3) 学生の就職後のキャリア形成を見据えると、生活や労働に関する法制度を理解し、様々な社会資源を利用しながら主体的に自らの生活や労働を守ることができる人材を育成する教育の必要性は高い。(4) キャリア形成の準備性を育む上では、学生に生活や労働の困難を自己の問題としてだけでなく社会的な問題として捉える視点を持たせることが欠かせない。

キーワード：教員養成大学大学生、生活実態、アルバイト、キャリア形成

---

\* 鹿児島大学教育学部 講師  
\*\* 千葉大学教育学部 准教授  
\*\*\* 愛媛大学教育学部 准教授  
\*\*\*\* 弘前大学教育学部 講師

## 1 研究の背景と目的

2008年の金融破綻による経済危機を発端に、貧困と格差が拡大し、高等教育機関への進学や進学後の学生生活に深刻な影響を与えている。大学生生活をより充実することを目的に全国の国公立及び私立の75大学生協が参加している学生生活実態調査においては、リーマンショック後の2009年以降の経済不況下で学生の経済状況は悪化へと大きく変化が見られたが、2011年からは、暮らし向きが楽と回答した学生が3年連続増加した（全国大学生生活協同組合連合会，2014）。一方で、2014年に日本政策金融公庫が実施した教育費負担の実態調査結果によると、世帯年収は減少しており、世帯収入に占める在学費用の割合は、平均40.1%と増加し、これは過去7年間で最も高い結果であることを明らかにしている。また、教育費の捻出方法として、奨学金の借入や家計の節約の割合が増加していることが指摘されている（日本政策金融公庫，2014）。これらの調査から読み取れることは、学生の教育費を主に支出している世帯の負担が増加している中で、単に学生の暮らし向きが楽になったと結論づけることはできないことである。大学生の生活実態をさらに把握することが必要といえよう。

本稿の第一の目的は、教員養成大学の大学生に焦点を当て、学生の生活とアルバイトなどの労働状況について把握することである。また、第二の目的は、教員免許を取得し、教員を志望する学生が大勢を占める教員養成大学大学生のキャリア形成に向けた準備性を把握することである。

これまで、日本においては、教師は一般的に教育公務員として一定の身分の安定が保証されており、失業や解雇、急激な制度の変化で転職を検討するなどの状況が起きにくい（高木・田中，2003）とされてきた。しかしながら、非正規教員は近年増加傾向にあり、2005年度に8.4万人（12.3%）であった非正規教員は、2011年度に11.2万人（16.0%）となり、その数は教員総数に占める割合とともに増加している（文部科学省，2014）。結果として、身分が不安定な非正規教員としてキャリアのスタートを切ることや採用試験を受けながら何年も非正規教員として働き続けるなど、教員の身分は安定しているという世間の認識とは異なって（金子，2014）、教員のキャリア形成には複雑化・多様化が生じている。

また、正規雇用の教員に関しては、長時間労働とパワーハラスメントの労働問題が多く生じている（今野，2014）。長時間労働に関しては、全日本教職員組合が2012年に実施した勤労実態調査によれば、厚生労働省が定める過労死ラインを超える月平均80時間以上の時間外勤務を行っている教諭は35.8%であり、大よそ3人に1人いる結果となった（全日本教職員組合，2013）。また、世界的に見ても日本の教員の労働時間は長く、OECD加盟国34か国、4地域の中で、1週間あたりの仕事時間は最も長いことが示されている（国立教育政策所編，2014）。パワーハラスメントに関しては、ハラスメントが生じる一因として、従来の学校内の横並び構造が、主幹、主任教諭といった幾層もの役職による上下関係へと変化していることがあげられよう。上からの押しつけや意見を言いにくい雰囲気など働きにくい環境が生まれており（堤，2014）、職場の同僚や上司など仕事上の人間関係もより複雑化している。

このように、教育労働環境が変化している昨今の現状において、これから教職に就く学生にとっては、児美川（2013：172）がワークキャリアで重視している「就職できたら終わりではなく、自分の人生を引き受けていく『キャリアデザイン』のマインド」を持つことが重要になってくるだろう。

これまで、教員養成大学の学生を対象として、学生の生活の状況やアルバイトの状況について実態把握を試みた研究は千葉（2011）と木戸口（2014）がある。前者は、大学で過ごす時間やサークルやアルバイトの参加とそれに費やす時間などから学生の生活を分析し、アルバイト、サークル・部活動、学校行事・イベント、社会活動などいわゆる勉強以外の活動が非常に活発である一方で、大学の授業や自主的な勉強に関しては積極的とはいえない傾向を指摘している。後者は、学生のアルバイト経験についての調査から、アルバイトが学生生活に与える負荷と学生のアルバイトの労働条件や労働環境の悪さと違法行為の実態を示し、この問題についての学生への支援策について考察している。これらの先行研究においては、大学の立地や地域性が影響を及ぼしている結果も散見されたことから、本研究においては、異なる地域の教員養成大学4大学を選定し、実態調査を実施した。

## 2 研究方法

### (1) 調査内容と分析方法

実施した調査では、本稿の第一の目的である学生の生活と労働状況について把握するために、平日の睡眠時間、勉強時間、労働（アルバイト）時間などの生活時間、アルバイトの状況、アルバイトで困っていることや対処法についての質問項目を立てた。また、第二の目的である学生のキャリア形成に向けた準備性の把握のために、将来の生活に対する不安について、労働法の知識について、社会保障の知識についての設問を検討した。これらの質問項目は、選択肢で回答する設問と記述式で回答する設問の両方を設定し、分析においては、量的分析と質的分析を組み合わせた方法を用いた。

### (2) 調査対象者、調査の時期と方法

調査は、2013年10月から12月に、北海道教育大学の学生96人、千葉大学の学生11人、愛媛大学の学生29人、鹿児島大学の学生71人を対象に実施した。対象者は、小学校免許状の取得を目指して「小学校家庭科教育法」、「家政概論」（集中講義）を受講、もしくは中学・高等学校家庭科免許状の取得を目指して「家庭科授業研究」、「生活経営学」、「家庭経済学」を受講している学生である。いずれの場合も、調査は授業の開講時に行った。

### 3 結果

#### (1) 対象者の属性

対象者の属性は表1に示すとおりで、男性よりも女性のほうが多く、学年は2年生と3年生が大半を占めている。居住形態は、実家暮らしが30.0%で、一人暮らしと寮暮らしを合わせた割合は63.3%となっている。アルバイトに関しては、している人が72.5%、していない人が27.5%で多くの学生がアルバイトを経験している。卒業後の希望進路は、教員養成大学ということもあり教員が66.2%と多く、次いで公務員が13.5%、企業が11.1%、進学が4.3%である。

表1 対象者の属性

		人数	%
性別	男性	79	38.2
	女性	122	58.9
	無回答	6	2.9
学年	1年生	4	1.9
	2年生	122	58.9
	3年生	61	29.5
	4年生	14	6.8
	院1年生	1	0.5
	無回答	5	2.4
居住形態	実家	62	30.0
	一人暮らし	108	52.2
	寮	23	11.1
	その他	8	3.9
	無回答	6	2.9
アルバイト	している	150	72.5
	していない	57	27.5
希望進路	教員	137	66.2
	公務員	28	13.5
	企業	23	11.1
	進学	9	4.3
	その他	3	1.4
	無回答	7	3.4
合計		207	100.0

#### (2) 生活時間、労働と経済状況

##### ①生活時間

学生の生活時間のうち、平日の睡眠時間は表2に示すように「6時間」(43.1%)が一番多く、次いで「7時間」(29.2%)、「5時間」(15.3%)、「8時間」(7.4%)、「4時間」(3.5%)、「9時間」(1.5%)となっていた。平日の授業以外の勉強時間は表3に示すとおりで、「1時間」(33.8%)、「0分」(18.4%)、「2時間」(13.4%)、「30分」(10.4%)、「3時間」(9.0%)、「3時間30分以上」(7.0%)、

「1時間30分」(5.5%)、「2時間30分」(2.5%)となっており、全体の6割以上の学生が、平日の授業以外の勉強時間が1時間以内であることが明らかとなった。千葉(2011)の調査においても、学生が自主的な勉強に力を入れていないことが指摘されていたが、本調査においても同様の結果となった。

表2 平日の睡眠時間

時間	人数	%
4時間	7	3.5
5時間	31	15.3
6時間	87	43.1
7時間	59	29.2
8時間	15	7.4
9時間	3	1.5
合計	202	100.0

※小数点以下を四捨五入して算出

表3 平日の授業以外の勉強時間

時間	人数	%
0分	37	18.4
30分	21	10.4
1時間	68	33.8
1時間30分	11	5.5
2時間	27	13.4
2時間30分	5	2.5
3時間	18	9.0
3時間30分以上	14	7.0
合計	201	100.0

## ②アルバイトと経済状況

72.5%の学生がアルバイトをしているが、その理由は表4に示すとおりで、「生活費に充てるため」(63.3%)、「社会勉強のため」(61.3%)、「こづかいとして」(60.7%)が多く、「貯金をするため」(40.7%)、「その仕事が楽しいから」(23.3%)、「家計を助けるため」(18.0%)、「学費に充てるため」(12.7%)、「ひまだから」(10.0%)、「友達ができるから」(6.7%)と回答した人もいた。これらの回答から、学生は生活費や小遣い、家計を助ける、学費に充てるといった日常生活に必要なお金を得るためにアルバイトをしていることがわかる。

また、学生の平日におけるアルバイト日数を表5に示した。1週間当たりのアルバイト日数は「2日」(29.7%)、「3日」(28.3%)、「1日」(21.0%)、「4日」(16.7%)となっていたが、週の大半である「5日」行っている学生が4.3%であることが明らかとなった。

次に平日における1アルバイトあたりの労働時間を表6に示した。1アルバイトあたりの労働時間は、「4時間」(22.7%)、「5時間」(22.1%)、「6時間」(18.4%)、「3時間」(16.6%)と続いている。

これらの結果から、学生の本分である授業以外の勉強は、6割以上の学生が1時間以内しか行っておらず、睡眠時間は6～7時間程度であることがわかった。学習時間が少ない要因としては、平日のアルバイトの日数が週1～3日までが大半を占め、その労働時間は3～6時間程度であることがあげられる。アルバイトをする理由に生活費に充てる、こづかいに充てるといった理由が多くあげられていることから、経済的に余裕のない学生が多く、このような学生は、生活に必要な収入を得るためにアルバイトの日数が多くなり、さらには労働時間も長くなっているものと思われる。そして、それが勉強時間を少なくしている要因ともなっていると考えられる。

表4 アルバイトをしている理由 (複数回答)

n=150	人数	%
生活費に充てるため	95	63.3
社会勉強のため	92	61.3
こづかいとして	91	60.7
貯金をするため	61	40.7
その仕事が好きだから	35	23.3
家計を助けるため	27	18.0
学費に充てるため	19	12.7
ひまだから	15	10.0
友達ができるから	10	6.7
その他	10	6.7

表5 平日における週あたりのアルバイト日数

日数/週	人数	%
1日	29	21.0
2日	41	29.7
3日	39	28.3
4日	23	16.7
5日	6	4.3
合計	138	100.0

※小数点以下を四捨五入して算出, 2つ目のアルバイトまでを合計

表6 平日における1アルバイトあたりの労働時間

時間	人数	%
1時間	4	2.5
2時間	10	6.1
3時間	27	16.6
4時間	37	22.7
5時間	36	22.1
6時間	30	18.4
7時間	11	6.7
8時間	6	3.7
9時間	2	1.2
合計	163	100.0

※小数点以下を四捨五入して算出, 2つ目のアルバイトまで記入可

### (3) 生活やアルバイトに関して抱えている困難

#### ①アルバイトをする上で困っていること

アルバイトをする上で困っていることがある学生は, 表7に示すように68.5%であり, 困っていないことがない学生31.5%を上回っていた。学生が困っていることの内訳は, 「睡眠不足」(35.5%) が最も多く, 「ストレス」(33.3%), 「人間関係」(31.4%), 「勉強の時間が取れない」

(28.4%)が続いていた。抱えている問題数は、1個28.4%、2個29.4%、3個24.5%、4個以上16.7%であり、一人あたり平均2.4個の問題を抱えていた。低賃金で深夜の時間帯までアルバイトに従事している大学生は、週あたりのアルバイト日数が多く(表5)、長時間に及ぶことも多いことから(表6)、アルバイトによって生活リズム、心身の健康面、学習面などに影響が生じている。なかでも、「ストレス」「人間関係」の困難が上位を占めていることは、「社員さんに理不尽に怒られた。派遣だからという理由で」「アルバイトはやたらこき使われる」「店長の都合で急にシフトが変更になる」「アルバイトに責任ある仕事をさせる」「バイト生がレジの立て替えをしなければならなかった」といったパワーハラスメントが大学生のアルバイトにおいても大きな問題となっている現状からも伺える。

表7 アルバイトをする上で困っていること(複数回答)

n=149	人数	%
困っていない	47	31.5
困っていることがある	102	68.5
睡眠不足	36	35.3
ストレス	34	33.3
人間関係	32	31.4
勉強の時間がとれない	29	28.4
休みが取れない	28	27.5
朝起きられない	26	25.5
シフトに入れない	21	20.6
仕事が難しい	15	14.7
体調不良	6	5.9
学習意欲がわからない	4	3.9
その他	16	15.7

## ②アルバイトに関する困難と対処法

給料や労働時間などアルバイトに関しておかしいと思っていることを自由記述で回答を求めたところ(表8)、66.2%の学生が記述し「時給が最低賃金額より低い」(12.4%)、「深夜分の賃金が全く(少ししか)割増されない」(10.2%)、「労働時間が長い」(10.2%)、「残業分の賃金が全く(少ししか)支払われない」(9.5%)、「副次的業務に関する労働時間は無給である」(8.8%)が多くなっていた。例えば、北海道の最低賃金734円(発効年月日:2013年10月18日)に対し、700円(3ケース)、710円(1ケース)、719円(8ケース)、720円(7ケース)、725円(1ケース)、730円(1ケース)というように21ケースが最低賃金を下回っていた。同様に、愛媛においても最低賃金666円(発効年月日:2013年10月31日)に対し、650円(1ケース)、660円(2ケース)、鹿児島においても最低賃金665円(発効年月日:2013年10月27日)に対し、500円(1ケース)、650円(1ケース)、654円(1ケース)、655円(1ケース)、660円(1ケース)というように時給



が最低賃金を下回っているケースがみられた。また、最低賃金を下回らないまでも最低賃金すれすれの低い時給で働いているケースも多くみられた。学生がアルバイトに関しておかしいと感じているものにはそれ以外にも「準備時間は無給である」「休憩時間がない(短い)」「給料が少なく計算されていた」「未払いの給料がある」など違法なケースが多いにもかかわらず、何も対処していない学生が44.9%と最も多かった(表9)。自分のアルバイトの状況が違法であると分かっても、我慢したり、諦めたりして何も行動しない学生が多いことが明らかとなった。

表8 アルバイトに関する困難(複数回答)

n=207	人数	%
記述なし	70	33.8
記述あり	137	66.2
時給が最低賃金額より低い	17	12.4
深夜分の賃金が全く(少ししか)割増されない	14	10.2
労働時間が長い	14	10.2
残業分の賃金が全く(少ししか)支払われない	13	9.5
副次的業務に関する労働時間は無給である	12	8.8
準備時間は無給である	10	7.3
休憩時間がない(短い)	9	6.6
給料が少なく計算されていた	7	5.1
責任ある仕事をさせられる	4	2.9
休みが取れない	4	2.9
未払いの給料がある	2	1.5
損失の補てんをさせられる	2	1.5
給与明細をもらえない	2	1.5
その他	43	31.4

※自由記述を筆者等が分類

表9 アルバイトに関する困難への対処法(複数回答)

n=207	人数	%
記述なし	109	52.7
記述あり	98	47.3
何もしなかった	44	44.9
上司に話した	26	26.5
同僚に話した	12	12.2
バイト先以外の身近な人に話した	10	10.2
その他	14	14.3

※自由記述を筆者等が分類

#### (4) 将来に対する不安

学生の将来における不安を、働くこと、金銭、その他の側面から自由に記述させた。働くこと  
の不安は表10に示すとおりで85.5%の学生が記述している。内容としては、就職に関すること  
として、「正規の職に就けるか」という根本的な不安を抱いている学生が28.2%おり、昨今の就  
職困難を学生自身も実感していることが読み取れる。また、「希望する職に就けるか」(13.6%)、  
「自分に適した職に就けるか」(8.5%)等、仕事の内容に関する不安を抱いている学生も見られ  
た。労働に関しては、「職場の人間関係」(18.6%)といった問題から、「仕事を続けられるか」  
(15.3%)、「仕事と家庭を両立できるか」(7.9%)、「よい労働環境下で働けるか」(7.3%)、「仕  
事をこなすことができるか」(7.3%)、「仕事で体を壊さないか」(5.1%)等を不安に思う記述も  
見られた。とくに、労働環境を心配する記述は社会状況を反映していると言えよう。

金銭面に関する不安は表11のとおりで、65.7%の学生が記述している。一般的に学生は、大学  
を卒業すれば経済的に自立することを期待されるが、実に40.4%の学生が「自立に必要な生活費  
を得ることができるか」を不安に思っている。また、「奨学金を返済できるか」(22.1%)、「家族  
を養えるか」(11.8%)、「貯金ができるか」(10.3%)などを心配している記述も見られ、これらは、  
学生が人生設計において非正規で雇用される可能性を想定しているものと読み取れる。

前述のように、働くこと不安は金銭面の不安につながっているが、それは結婚の不安にも連  
動している。具体的には、「結婚できるか」不安に思っている学生21人のうち20人が金銭面に関  
する不安を抱いているのである。このように学生は、将来の就職とその後の労働、それに連動す  
る金銭面や結婚等に関しても不安を抱く傾向にあることが明らかとなった。

表10 働くこと不安（複数回答）

n=207		人数	%
記述なし		30	14.5
記述あり		177	85.5
就職	正規の職に就けるか	50	28.2
	希望する職に就けるか	24	13.6
	自分に適した職に就けるか	15	8.5
	やりがいのある仕事に就けるか	2	1.1
労働	職場の人間関係をうまくやっていけるか	33	18.6
	仕事を続けられるか	27	15.3
	仕事と家庭を両立できるか	14	7.9
	よい労働環境下で働けるか	13	7.3
	仕事をこなすことができるか	13	7.3
	仕事で体を壊さないか	9	5.1
その他		38	21.5

※自由記述を筆者等が分類

表11 金銭面に関する不安 (複数回答)

n=207	人数	%
記述なし	71	34.3
記述あり	136	65.7
自立に必要な生活費を得ることができるか	55	40.4
奨学金を返済できるか	30	22.1
家族を養えるか	16	11.8
貯金ができるか	14	10.3
金銭的にゆとりのある生活ができるか	13	9.6
計画的にお金を使うことができるか	12	8.8
年金や税金を払っていけるか	6	4.4
将来年金を受け取れるか	1	0.7
その他	14	10.3

※自由記述を筆者等が分類

### (5) 自らの生活や労働を守るための知識の状況

#### ①労働に関する法的知識

学生の労働に関する法的知識を把握するため、表12に示す問いに選択回答式で答えてもらった。時給については、「都道府県で決まっている」と正答した学生が74.0%と多かったが、中には「特に法律で決まっていない」とした学生も5.5%いることが明らかとなった。時給が最低賃金より低くても気が付かない可能性が示唆される。給料は何分単位で支払われるかについては、「1分単位」と正答した学生は18.9%で、「1時間単位」と答えた学生が一番多く28.9%であった。表8では、「残業分の賃金が全く(少ししか)支払われない」という問題に直面している学生が一定数いることがわかったが、その数は給料が「1分単位」で支払われることを知っていれば、さらに増えるものと思われる。深夜の賃金については「25%増」と正答した学生が95.0%とほとんどであったが、「0%」と答えた学生も3.0%いる。さらに、高校生は22時以降働けるかどうかについては、「18歳未満の高校生は残業できない」と正答した学生が87.6%と多いが、その他の学生は一定の条件を満たせば残業できていると思っていることがわかる。

学生の72.5%はアルバイトをしており、そのうちの一部はアルバイトに関して困難を抱えているにもかかわらず、自らの労働を守るための知識が十分にあるとはいえない状況が明らかとなった。

#### ②社会保障に関する知識

次に、社会保障に関する語句について、自由記述で説明してもらった。それぞれの語句について「無回答、不正解」を0点、「詳細に説明できていない」を1点、「目的など1側面から説明できている」を2点、「目的と内容など2側面以上から説明できている」を3点として採点した。表13は、点数ごとの回答例とその人数、割合を示している。「社会保険」とは、強制加入の保険に

表12 労働に関する法的知識

問い	選択肢	人数	%
時給は法律で決まっているか？ (n=200)	都道府県で決まっている（正答）	148	74.0
	国で決まっている	41	20.5
	特に法律で決まっていない	11	5.5
給料は何分単位で支払われるか？ (n=201)	1時間単位	58	28.9
	30分単位	44	21.9
	15分単位	51	25.4
	5分単位	10	5.0
	1分単位（正答）	38	18.9
残業手当は何分単位で支払われるか？ (n=201)	1時間単位	31	15.4
	30分単位	63	31.3
	15分単位	46	22.9
	5分単位	21	10.4
	1分単位（正答）	40	19.9
深夜の賃金は何パーセント増えるか？ (n=202)	50%増	4	2.0
	25%増（正答）	192	95.0
	0%増	6	3.0
高校生は22時以降働けるか？ (n=201)	18歳未満の高校生は残業できない（正答）	176	87.6
	親の同意書を提出すれば残業できる	15	7.5
	学校の許可証を提出すれば残業できる	7	3.5
	店長に認められれば残業できる	3	1.5

入ることによって、リスクが起こったときの生活を保障する相互扶助の仕組みのことで、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険の5種類であるが、85.2%の学生は「無回答、不正解」である。「医療保険」は、すべての学生が保険証を持ち、ほとんどの学生が利用したことがあると思われるが、50.2%の学生が「無回答、不正解」で、他の学生も曖昧にしか理解していないことがわかる。「年金保険」も56.2%の学生が「無回答、不正解」である。「雇用保険」は正答率が低く、73.4%の学生が「無回答、不正解」でほとんどの人が正しく理解していない。「労災保険」はアルバイトにも適用されるが、51.2%の学生が「無回答、不正解」である。これまでも、本来は労災保険を使うことができたにもかかわらず、知らなかったために使えなかった学生がいるのではないかと推測される。怪我や病気、失業などのリスクをきっかけに多重債務や貧困状態に陥る人もいる中で、学生が自身の生活を守る手立てをあまり知らない状況が明らかとなった。

一方、「生活保護」「非正規雇用」「正規雇用」「派遣切り」「ネットカフェ難民」については、約8割の学生が何らかの知識を持っている。これらの語句は、ニュースやテレビ番組の特集などでも取り上げられているため、学生にもなじみがあったものと思われる。とくに「生活保護」については30.0%の学生が「生活を送る上で最低限のお金を支給する制度」などと説明できており、

表13 社会保障に関する語句についての説明

n=203	点数	回答例	人数	%
社会保険	0点	無回答, 不正解	173	85.2
	1点	高齢化, 病気等の事故に備えて必ず入る保険	26	12.8
	2点	医療保険, 年金保険, 雇用保険, 労災保険, 介護保険の5つがある	2	1.0
	3点	怪我や失業などに備えて, 強制加入する保険。医療, 年金, 雇用, 労災, 介護の5種類	2	1.0
医療保険	0点	無回答, 不正解	102	50.2
	1点	病院での代金が安くなる	66	32.5
	2点	医療費の何割かを国が請け負ってくれる保険	28	13.8
	3点	一定の保険料を納め, 怪我や病気のとときに医療費の一部を負担してもらえる	7	3.4
年金保険	0点	無回答, 不正解	114	56.2
	1点	老後に支払われる保険	52	25.6
	2点	国で定められている65歳以上の国民に支払われるもの	32	15.8
	3点	一定年齢に達した国民が支払う保険料で, 年金として受給できる。受給年齢の引き上げが検討されている	5	2.5
雇用保険	0点	無回答, 不正解	149	73.4
	1点	職についてからかけるもの	31	15.3
	2点	失業時の生活の安定, その後の再就職を目的とした保険制度	23	11.3
労働者災害補償保険	0点	無回答, 不正解	104	51.2
	1点	事故が起きたときに下りる保険	52	25.6
	2点	仕事中に起こった事故, 怪我に対して保障する保険	38	18.7
	3点	勤務中に起きたことで生じた病や怪我などの治療費が支給される。通勤時も含む	9	4.4
生活保護	0点	無回答, 不正解	41	20.2
	1点	生活に困難な人への手当て	77	37.9
	2点	生活を送る上で最低限のお金を支給する制度	61	30.0
	3点	自らの働きだけでは生活が苦しい場合, 市役所などに申請し許可が下りれば毎月決められた額の生活費を受け取ることができる制度	24	11.8
非正規雇用	0点	無回答, 不正解	55	27.1
	1点	正社員じゃない	110	54.2
	2点	アルバイトやパートなど, 労働保険やボーナスなど会社からの保証がない	16	7.9
	3点	ある一定の期間, 企業と契約し, 仕事をする。福利厚生等の待遇がなく不安定である	22	10.8
正規雇用	0点	無回答, 不正解	54	26.6
	1点	正式に会社に雇われている	107	52.7
	2点	保険などの支給を受けられる, 正規に契約して働く人	20	9.9
	3点	社員として正式に入社すること。クビにならない限り安定して職に就けること。保険に入る	22	10.8
派遣切り	0点	無回答, 不正解	46	22.7
	1点	派遣会社員のリストラ	74	36.5
	2点	派遣社員のうち会社側の理由で解雇された人々	55	27.1
	3点	会社の経営悪化や不景気の影響により, 派遣社員が雇用期間を満たしていないにもかかわらず, 契約を切られてしまう	28	13.8
ネットカフェ難民	0点	無回答, 不正解	28	13.8
	1点	ネットカフェに住むしかない人	77	37.9
	2点	家やアパートで暮らすには充分なお金がなく, ネットカフェで寝泊りしている人。仕事はやっている人もいる	38	18.7
	3点	特定の住居がなく, ネットカフェで生活をしている人々のこと。住所が定まらないため, 正規雇用されることはほぼない	60	29.6

11.8%の学生が「自らの働きだけでは生活が苦しい場合、市役所などに申請し許可が下りれば毎月決められた額の生活費を受け取ることができる制度」と詳しく説明できている。また、「派遣切り」については「会社の経営悪化や不景気の影響により、派遣社員が雇用期間を満たしていないにもかかわらず、契約を切られてしまう」などと派遣切りが行われる背景に言及した記述も見られた。

#### 4 考察

本稿の第一の目的である学生の生活と労働状況の結果から考察されることは、学生にとってのアルバイトは社会経験としてだけでなく、自身の生活費や学費を補い、生計を立てるために必要なこととなっており、現在の家庭の厳しい経済状況を反映したものであった。その他、生活費や学費を補てんする方法として奨学金の利用が挙げられるが、奨学金を利用した場合、奨学金を返済しながら、経済的に自立することが可能なのかといった金銭的な将来不安にも連動している。2012年度学生生活調査の学生の収入内訳をみても、2010年度と比較して、家庭からの給付額が減少し、奨学金の利用よりもアルバイトの割合が増加している（日本学生支援機構，2014）。近年の奨学金の返済を巡る問題が社会的課題となっていることから、生計を立てるための手段としてアルバイトを選択せざるを得ない学生が今後さらに増えることが予想される。従って、アルバイト先の労働環境や学生の労働実態を詳細に把握することも重要である。今回の調査においては、アルバイトで困っていることとして、「人間関係」「ストレス」が上位にあり、パワーハラスメントが大学生のアルバイトにおいても広がっていることも伺え、より詳細な実態の把握が今後の課題であろう。

自分の労働環境を守るための労働に関する法的知識においては、深夜の割増賃金についてはよく知っているが、給料や残業手当が1分単位で支払われることは知らない学生が多いなど差が見られている。アルバイトに関する困難を解決するための第一歩として、労働に関する知識を得ることが、まずは大事になってくるが、同時に、困難を解決するための方法を知ること、労働環境を改善するために必要であろう。自分のアルバイトの状況が違法であると分かっている、我慢したり、諦めたりして何も行動しない学生が多いことから、自分や仲間の働く権利を守ることが大事であり、行動することが大切であることなど意識変容が必要である。知識を権利行使の行動につなぐ手立てが大学教育において求められる。

また、学生のアルバイトにおける労働状況を踏まえて、本稿の第二の目的である教員養成大学大学生のキャリア形成に向けた準備性に関して考察されることは、将来の展望を見通すことが困難になっている社会状況において、学生が社会的・職業的に自立するための支援が益々必要となっていることである。学生の就職後のキャリア形成を見据えると、生存権や労働者の権利など生活や労働に関する法制度を理解し、社会保障制度の活用、必要ならば相談や支援機関などを利用しながら、リスクへの対応や回避の方法などを身に付け、主体的に自らの生活や労働を守るこ

とができるようにする教育や支援の必要性は高い。木戸口 (2014) は、大学に入ってアルバイトを始める学生が多いことから、必要最低限の労働法や働く人の権利に関すること、相談機関などについて、導入教育において位置づけることを提案している。また、竹田ら (2013) は、大学における経済的生活を総合的にとらえる相談機関の必要性を提案している。様々な支援方法について、今後検討していくことが課題である。中山ら (2014) は、担当授業の中に、社会保障や働き方に関する学習題材を組み込み、学生自身の自立を自己責任に帰結するような支援では、学生はさらに不安を強めたり、諦めたりという状況が生まれる可能性があり、将来起こりうる生活や労働の課題を自己責任ではなく、政治的、経済的、社会的な問題として捉えさせることが重要であることを指摘している。学生のキャリア形成の準備性を育む上では、生活や労働をめぐる諸課題を捉えなおす視点を持たせることは欠かせないであろう。

また、本調査における対象者は教員志望者が多いが、教員というキャリアデザインに特化した問題として、教員の長時間労働の問題に関する懸念が多く散見された。佐藤 (2006) は、将来の働き方について、キャリアモデルを模倣し、キャリアデザインを行う機会を持つことが、若者の仕事上の充実感につながることを指摘している。自分のキャリアモデルを描くことができるように、多様な年代の多様な働き方をしている教員と出会うことや教員のワークライフバランスについて考えていく機会を設けることも重要であると思われる。

## 引用文献

- 千葉聡子 (2011) 「教員養成学部で学ぶ学生に求められるべき能力についての考察—文教大学教育学部生の強さと弱さの分析から—」『教育学部紀要』第45集, 91-108.
- 金子真理子 (2014) 「非正規教員の増加とその問題点—教育労働の特殊性と教育キャリアの視角から」『日本労働研究雑誌』No.645, 42-45.
- 木戸口正宏 (2014) 「学生とともに『働くこと』を学ぶ(教養科目『現代社会と教育』における試み) その1—大学生のアルバイト経験に関する調査と大学教育・学生支援の課題—」『北海道教育大学釧路校研究紀要』第45号, 75-84.
- 国立教育政策所編 (2014)『教員環境の国際比較— OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013年調査結果報告書』明石書店.
- 児葉川孝一郎 (2013)『キャリア教育のウソ』ちくまプリマー新書, 172.
- 今野晴貴 (2014) 「教育職場の実態と教職員組合の課題」『POSSE』Vol.23, 140-145.
- 文部科学省 (2014) 第14回公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議 (平成24年6月19日) 配付資料3「非正規教員の任用状況について」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/084/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2012/06/28/1322908\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/084/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2012/06/28/1322908_2.pdf)(2014.10.1アクセス).
- 中山節子・藤田昌子・小野恭子・田村愛架 (2014) 「教員養成大学間の連携による『社会保障』と『働き方』に関する授業実践」『生活経営学研究』No.49, 24-34.
- 日本学生支援機構 (2014) 「平成24年度学生生活調査について」[http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_chosa/12.html](http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/12.html) (2014.10.1アクセス).
- 日本政策金融公庫 (2014) 「教育費負担の実態調査結果 (国の教育ローン利用勤務者世帯)」[https://www.jfc.go.jp/nfindings/pdf/kyouikuhi\\_chousa\\_k\\_h25.pdf](https://www.jfc.go.jp/nfindings/pdf/kyouikuhi_chousa_k_h25.pdf)(2014.10.1アクセス).

- 佐藤浩章（2006）「キャリアモデルを活用した教育の可能性」『若者の仕事生活実態調査報告書 25～35歳の男女を対象に』Vol.37, 121-125.
- 高木亮・田中宏二（2003）「教師の職業ストレスに関する研究－教師の職業ストレスとバーンアウトの関係を中心に－」『教育心理学研究』51, 165-174.
- 竹田美和・橋長真紀子・タイラ・ヒラ（2013）「アイオワ州立大学におけるパーソナルファイナンス・カウンセリング」『神戸松蔭女子学院大学研究紀要人間科学部篇』No.2, 37-56.
- 堤由紀子（2014）「若い教師の“忙しさ”を問う」『教育』No.820, 5-14.
- 全国大学生生活協同組合連合会（2014）「第49回学生生活実態調査の概要報告」<http://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html>（2014.10.1アクセス）.
- 全日本教職員組合（2013）「『勤務実態調査2012』の概要について」[file:///C:/Users/owner/Downloads/%EF%BC%A8%EF%BC%B0%E5%8B%A4%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB2012%E6%A6%82%E8%A6%81%20\(4\).pdf](file:///C:/Users/owner/Downloads/%EF%BC%A8%EF%BC%B0%E5%8B%A4%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB2012%E6%A6%82%E8%A6%81%20(4).pdf)（2014.10.1アクセス）.